⑶　まあじ

太平洋系群については、資源が減少傾向にあることから、減少に歯止めをかけることを基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

⑷　まいわし

太平洋系群については、海洋環境が資源の増大に好適な状況になる可能性があることから、海洋環境や資源動向及び漁獲動向に注意しつつ、資源水準の維持（可能な場合には増大）を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

⑸　まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

⑹　するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

⑺　ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

3　第１種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成28年７月～平成29年６月	264,000
2	すけとうだら	平成28年４月～平成29年３月	261,300
3	まあじ	平成28年１月～12月	227,800
4	まいわし	平成28年１月～12月	804,000
5	まさば及びごまさば	平成28年７月～平成29年６月	822,000
6	するめいか	平成28年４月～平成29年３月	256,000
7	ずわいがに	平成28年７月～平成29年６月	5,662

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

4　第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成29年７月～平成30年６月	
2	すけとうだら	平成29年４月～平成30年３月	
3	まあじ	平成29年１月～12月	197,500
4	まいわし	平成29年１月～12月	856,000
5	まさば及びごまさば	平成29年７月～平成30年６月	
6	するめいか	平成29年４月～平成30年３月	
7	ずわいがに	平成29年７月～平成30年６月	

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

（注３）さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。